

# うきは市空家リフォーム事業費補助金

うきは市では、市内にある空家の有効活用と新たな定住者等への支援を図るため、空家のリフォームを行う方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



## 補助対象住宅（①、②の条件の両方を満たす住宅が対象となります）

- ①市内にあり、**現在住居として利用されていない中古の戸建て住宅**であること  
（ただし、賃貸目的で建設されたものは除く）
- ②売買契約または賃貸契約が成立して**2年以内**であること

## 申請ができる人（①～③の条件をすべて満たす方が対象となります）

- ①補助対象住宅を**借りる人**または**買う人**
- ②リフォーム工事完了日から起算して10年間、家の適正管理・有効活用に努めること
- ③申請者とその世帯員に市税等の滞納がないこと

## 補助対象事業

うきは市内に本店・支店等のある建築工事関連業者が実施する**住宅の台所、浴室、便所、洗面所、内装、外壁、屋根等**のリフォーム

※外構、車庫、倉庫、ガーデニング等のリフォームは補助対象外です。

※交付申請年度2月末日までのリフォーム完了・完了報告書の提出が必要です。

## 補助金の額

リフォーム経費の**5割**（上限**30万円・50万円・100万円**のいずれか）

※ほかの補助制度と併用して申請する場合は、経費から補助額を控除して計算します。

申請者	地区	限度額
移住者	姫治地区	100万円
	姫治地区以外	50万円
移住者以外	一律	30万円

## 申請の方法

**リフォーム工事に着手する前**（工事開始1か月前までに）に申請書・添付書類を下記窓口へ提出してください。申請書は窓口またはうきは市ホームページから取得できます。

※警察・県庁等の確認を行ったのち、**交付決定通知を発送しますので、それ以降の工事着手となります。**

※受付は先着順になり、予算の額に達した場合は受付を終了します。

## 申請窓口・問い合わせ先

うきはブランド推進課 地域振興係

Tel 76-9059 FAX 77-5557 mail : [brand@city.ukiha.lg.jp](mailto:brand@city.ukiha.lg.jp)